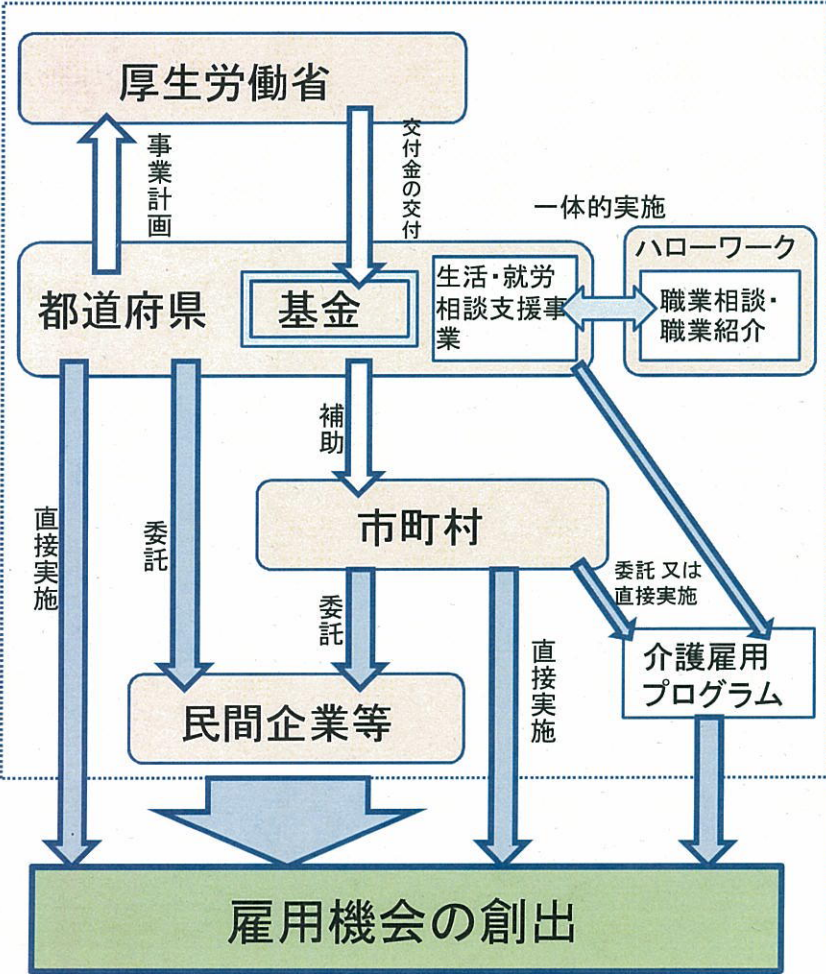


「緊急雇用創出事業」等の運用改善と 前倒し執行等について

緊急雇用創出事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出する事業を計画し、民間企業等に事業委託。(地方公共団体による事業の直接実施也可)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

事業の規模

4,500億円（一般会計）

※うち、1,500億円は20年度2次補正予算による措置
3,000億円は21年度補正予算により拡充

雇用創出効果

◆3年間で最大45万人

事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1／2以上

雇用・就業期間

- ・ 介護分野 以外：原則6ヶ月以内。更新1回可。
- ・ 介護分野：原則1年以内。ただし、介護福祉士資格取得を目指すことを目的とする事業は、更新1回可。

積極的な活用が 求められる分野

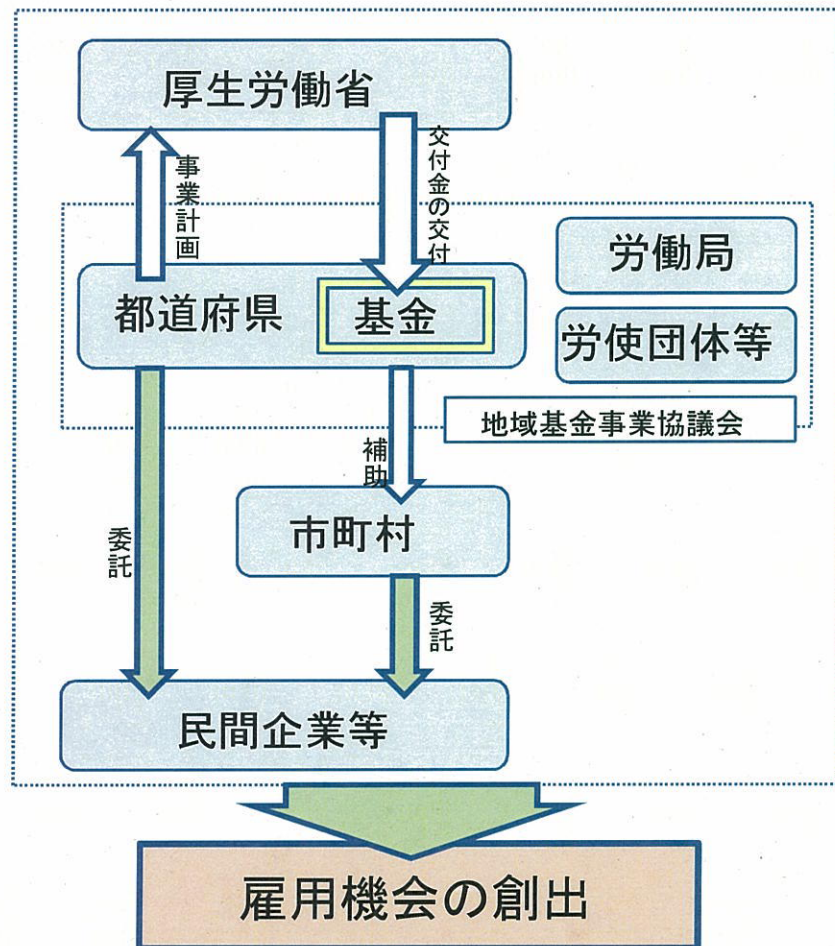
介護、農林水産業、環境、観光分野

その他

- ・都道府県が国(ハローワーク)と連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施。
- ・『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の実施。

ふるさと雇用再生特別基金事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、地域内でニーズがあり今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれる事業を計画し、民間企業等に事業委託。
(地域の当事者からなる地域基金事業協議会において事業選定等)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

事業の規模

2500億円 (労働保険特別会計)
※ 平成20年度2次補正予算による措置

雇用創出効果

3年間で最大10万人

事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の
人件費割合は1/2以上

雇用期間

労働者と原則1年の雇用契約を締結し、
必要に応じて更新

積極的な活用が求められる分野

介護、農林水産業、環境、観光分野

その他

- ・正規雇用化のための一時金支給
- ・基金事業終了後の収益返還要件の緩和

「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等

- 雇用創出の拡大を図るための重要ツールとして、地方公共団体で既に活用いただいている「緊急雇用創出事業」の前倒し執行をお願いします。
- 「緊急雇用創出事業」を活用して、「緊急雇用対策」に盛り込まれた『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の積極的实施をお願いします。



- 「緊急雇用創出事業」等の運用改善により、地方公共団体が事業を実施しやすくなりました。

■「緊急雇用創出事業」の要件緩和

- ・ 介護分野において、雇用期間を1年以内とし、最長2年間の雇用を可能とします。
- ・ 介護分野以外の分野においても、雇用期間を6カ月以内とし、1回に限り更新を可能とします。
- ・ 事業実施の要件であった「事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合」を2分の1とします。

■「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

- ・ 事業収益について、事業が継続され、継続して労働者を雇用する場合、委託元への返還を不要とします。

- 「介護、農林水産、環境、観光分野」を迅速に対応する分野とし、地方公共団体で、これらの分野の事業計画を優先的に採択されるようお願いします。

- 事業前倒し執行の財源確保のため、今後12月にかけて多くの都道府県で開会される地方議会において、平成21年度補正予算を組んでいただきますようお願いいたします。³

「緊急雇用創出事業」と「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

